

平成28年

# 上砂川町議会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員 .....	1
説明のため出席した者 .....	2
事務局職員出席者 .....	2

### 平成28年第2回臨時会

(2月18日)

議事日程 .....	3
会議録署名議員 .....	3
開会の宣告 .....	3
開議の宣告 .....	3
会議録署名議員指名について .....	3
会期決定について .....	3
議案第 1号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決） .....	3
議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） .....	3
議案第 3号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）（原案可決） .....	6
閉会の宣告 .....	7

出席議員

議席番号	氏名	2臨 2.18
1	伊藤充章	○
2	川岸清彦	○
3	吉川洋	○
4	斎藤勝男	○
5	数馬尚	○
6	高橋成和	○
7	横溝一成	○
8	大内兆春	○
9	堀内哲夫	○

説明のため出席した者

役職名	氏名	2臨 2.18
町長	奥山光一	○
副町長	林智明	○
教育長	飯山重信	○
教育委員長	栗原順道	○
監査委員	横林典夫	○
議会事務局長		
監査事務局長	中島隆行	○
総務課長	米田淳一	○
企画課長	浅利基行	○
建設課長	佐藤康弘	○
住民課長	斉藤昭彦	○
福祉課長	扇谷洋子	○
地域域支援推進室長	永井孝一	○
税務出納課長	西村英世	○
教育次長	斉藤琢也	○

事務局職員出席者

職名	氏名	2臨 2.18
議会事務局長	中島隆行	○
書記	藤本沙希	○

平成 28 年

## 上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

2月18日（木曜日）午前 10時00分 開会  
午前 10時20分 閉会

### ○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
2月18日 1日間
- 第 3 議案第 1号 特別職の職員の給与  
に関する条例等の一部を改正する条  
例制定について
- 第 4 議案第 2号 一般職の職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例  
制定について
- 第 5 議案第 3号 平成27年度上砂川  
町一般会計補正予算（第5号）

### ○会議録署名議員

8番	大	内	兆	春
1番	伊	藤	充	章

### ◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

### ◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

### ◎議案第 1 号 議案第 2 号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第1号と日程第4、議案第2号については関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてと日程第4、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第1号及び議案第2号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため関係条例を改正するものであること。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、一般職の職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条例を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、議案第2号の条例文中、別表が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号の条例文中、別表の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、議案第1号及び議案第2号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職の月例給与とこれに特別職及び議会議員の期末手当を含めた期末、勤勉手当について平成27年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院では、官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため、昨年度に引き続き給与の引き上げ勧告を行っております。主な勧告内容がありますが、1の平成27年給与勧告の概要にありますとおり、月例給与では平均で0.4%、金額にいたしまして若年層は2,500円程度、その他は1,100円程度の引き上げとなり、あわせて採用職員の初任給についても民間の初任給との間に差がありますことから、2,500円程度の引き上げを図るものであります。また、期末、勤勉手当につきましても、民間の支給状況に見合うよう0.1月分引き上げることにより、現行の年間4.1月分が4.2月となり、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。なお、支給月数の内訳といたしましては、本年度においては6月期に1.975月、12月期に2.225月を支給、次年度以降は6月期に2.025月、12月期に2.175月を支給することとし、既に支給済みである給料及び期末、勤勉手当に係る引き上げ分は実施時期である平成27年4月1日に遡及して支給するものでございます。

以上が改正の主な内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして、条例中別表の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本文に参ります。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、同項第2号中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

（上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、同項第2号中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当に関する特例措置）

2 平成27年度に限り、12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の規定中「100分の217.5」とあるのを「100分の222.5」と読み替えて適用する。

続きまして、議案第2号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項ただし書中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

附則第7項中「100分の1.125」を「6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように

改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第7項中「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

附則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号の質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、議案第3号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第3号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,325万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月18日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第3号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税550万円の追加で、16億3,757万円となります。

1項地方交付税、同額であります。

歳入合計が550万円の追加で、37億3,325万円となります。

2、歳出、8款土木費550万円の追加で、3億585万6,000円となります。

2項道路橋りょう費550万円の追加で、1億1,804万6,000円となります。

歳出合計が550万円の追加で、37億3,325万円となります。

事項別明細書3ページ、歳出でございます。3、歳出、土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費550万円の追加で、1億1,804万6,000円となります。

このたびの補正は、除排雪経費について追加するものであります。除排雪経費につきましては、当初予算において効率的な除排雪体制を図るため



必要経費を計上しておりましたが、本年度は初雪が10月26日で、10月、11月の降雪量は少量でありましたが、12月以降降雪量がふえ、2月17日午前9時現在の降雪量が642センチとなり、昨年1年間の降雪量である564センチを超え、一昨年2月末の降雪量と同じ量となっており、さらに今後の降雪量を勘案し、除排雪に万全を期すために追加するものであります。7節賃金70万円の追加は、除雪作業員、ダンプ運転手の賃金を追加するものであります。13節委託料480万円の追加は、委託業者4社への委託料を追加するものです。

次に、歳入であります。2、歳入、地方交付税、地方交付税、1目地方交付税550万円の追加で、16億3,757万円となります。普通交付税を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託され

ました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成28年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章